平成２４年（フ）第４１４号
相模原市緑区又野560番地10
債務者　山﨑　恒雄
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４１７号
神奈川県座間市相模が丘５丁目９番25号　桜ハイツ102号
債務者　安藤　健一
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５３号
三重県松阪市大黒田町584番地３　メゾンソレイユ101
債務者　島田憲一朗
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第９０６号
堺市西区鳳中町８丁283番地２　サンパレス21鳳204号
債務者　道野　健一
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９２５号
大阪府富田林市寺池台４丁目１番315―304号
債務者　エピ・デザイン・クラブことオートモビルシステムズこと　原地　　司
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９６号
北海道岩見沢市11条西２丁目７番地１　宮下ハイツ201号室、申立時の住所北海道岩見沢市１条東９丁目15番地２　フローレス19101号室
債務者　永井　勝己
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第５０２号
神奈川県小田原市扇町１丁目11番12号　コーポ水戸101、前住所神奈川県小田原市寿町２丁目１番27号　201
債務者　遠藤　克男
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５０３号
神奈川県秦野市渋沢２丁目54番６号
債務者　村上八重子
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５２３号
神奈川県平塚市菫平15番１―４―406号　パレ平塚すみれ平
債務者　金子　　進
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３１１号
新潟市北区内島見310番地
債務者　手島　聖子
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８７６号
愛知県知多市新舞子字明知山26番地の１
債務者　西川　金利
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５１号
兵庫県多可郡多可町八千代区大和629番地１
債務者　夛方　正一
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第２２８号
香川県木田郡三木町大字氷上214番地２　ピースレジデンスＡ棟２号室
債務者　小楠千惠美（旧姓樽井）
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第９３号
香川県丸亀市郡家町1605番地５
債務者　中尾　淳一
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第９７号
香川県坂出市江尻町1552番地２
債務者　矢野伊佐夫
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１０２号
香川県綾歌郡宇多津町3170番地
債務者　竹森　民惠
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１０８号
香川県丸亀市郡家町276番地13
債務者　笹本　　実
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
高松地方裁判所丸亀支部